

(第一類 第七号)

第三回 国会
衆議院

大蔵委員会議録 第四号

昭和二十三年十一月十八日(木曜日)

午後二時十九分開議

出席委員

委員長 島村一郎君

理事 大上 司君 理事 島田 晋作君

理事 梅林 時雄君 理事 堀江 實藏君

石原 登君 宮崎 靖君

川合 彰武君 佐藤顯次郎君

重井 鹿治君 荒木萬壽夫君

山下 春江君 早稲田柳石門君

内藤 友明君 本藤 恒松君

出席國務大臣

大蔵大臣 泉山 三六君

出席政府委員

大蔵政務次官 塚田十一郎君

專賣局長官 原田 富一君

委員外の出席者

大蔵技官 伊藤 八郎君

専門員 黒田 久太君

十一月十六日

遊興税飲食税の均衡に関する陳情書

(東京都中央区築地五丁目一番地全

國料理飲食喫茶業組合連盟会長宮澤

濱治郎)(第二〇六号)

種苗に対する取引高税免除の陳情書

(帝國種苗製造株式會社事務取締役

鈴木館太郎外十名)(第二〇八号)

引揚者に対する特別融資継続の陳情

書外三件(大分縣海外引揚者團體連

盟會長首藤定外六名)(第二二二号)

加工水産物に対する取引高税撤廃の

陳情書外二件(全國加工水産團體連

盟會長井山正孝外五名)(第二三二

号)

医薬品類に対する取引高税免除の陳情書(全國小賣藥業團體連盟委員長伊藤嘉外一名)(第二二八号)

加工水産物に対する取引高税撤廃の陳情書外一件(長崎縣水産製品集荷財貿組合理事長中村徳三外四名)(第二三三八号)

商工協同組合に対する取引高税免除の陳情書(北海道商工会議所)(第二四七号)

引揚者に対する特別融資継続の陳情書六件(鹿児島縣厚生連盟會長種子島善外六名)(第二五二二号)

絹、人絹織物に対する消費税軽減等に関する陳情書(羽前織物株式會社長遠藤虎雄外二名)(第二五三三号)

株式消化難対策に関する陳情書(全國証券業協會連合會理事長小林光次)(第二五七号)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

日本專賣公社法案(内閣提出第二一

号)

○島村委員長 これより會議を開きま

す。

本日はまず日本專賣公社法案を議題

といたします。

○塚田政府委員 ただいま皆さん方に

御審議をお願いいたしております日本

專賣公社法案は、先日提案理由を御説

明いたしましたときも申し上げました通

り、國家公務員法の改正と密接に關連

いたしました問題でありますので、こ

のような法案にたどりつきますまでの

経過を申し上げておく方が、皆様方の御審議をいたさうに都合がよいと思ひますので、本日は速記を中止いたしまして懇談會の形で、それをまずお聞き願つて、引續いて御審議をお願いいたしたいと考へる次第であります。なおその経緯は專賣局長官から説明いたさせますから、さう御了承願ひます。

○島村委員長 それでは速記をとめてください。

〔速記中止〕

○島村委員長 それでは速記を始めてください。

ほかに何か御質問ございませんか。

○川合委員 ちよつとお尋ねいたしま

す。第一点としては、私は日本の財政

の均衡を得るためには、どうしても歳

入の確保と同時に、また歳出の削減を

必要とすることは申すまでもないので

ありますが、歳出の削減はともかくと

して、歳入の確保という観点から考へ

ました場合において、現行の税制とい

うものは、すでに行き詰まりの状態に

あると言つても過言ではない。すべて

の税金が悪税として今日民間において

非難されておるというやうな状況と、

しかも今後において歳出の削減が困難

である反面において、むしろ歳出の増

加が予期されねばならないという場合

においては、國家歳入の増加をいかに

して確保するかということが、今後の

大きな課題であらねばならぬ。その場

合において、しかも税制の面は非いて

はこういふ余地がないとするならば、

他の面において歳入の増加をはからね

ばならない。そついつたやうなことを考へた場合において、私はそこで專賣制の拡充ということが考へられるのでございりますが、現在のやうな專賣制をこのまま維持して行くか、あるいはまた專賣品の範圍を廣げて、もつて專賣益金の増加をはかり、歳入の増収といふことを期するかどうかという点を最初にお尋ねしたいと思ひます。

○塚田政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘のやうに、國家財政の上で、税の方の收入がもう限界に達しておるというお考えは、まことに私も同感であります。従つて歳出の面でこれを切り詰めて、つじつまを合わせて行くと同時に、歳入の面に何らかの考へをすべきではないかという考へもまことに同感なのであります。その一つの手段として、現在の專賣の行き方

に何らかの再考を加へる意思があるか、ないかというやうなことに問題の焦点が帰結すると思つております。

が、ただ私どもの考へ方の根本といたしましては、これを專賣でもつて生産費と販賣値段の差額を全部取上げてしまつて、これを國家の財源にするとい

う行き方と、これを自由に民間にやらせて、その所得の上からこれを取上げて

たします場合に、相當研究を要する余地があるのではないかとこのやうな考へ方を私は根本に持つておるものであります。従つて今のタバコ

のやうに、專賣にすることによつて、これを民間にやらして行くよりも非常にい

いものがある。そつして國家財政の上で確實な收入をあげ得るものがあるといふことであらば、そついうものに新たに專賣の範圍を拡大して行くということも、一應考へられるといふやうに私も考へております。ただ私どもも考へておりましたは、今はそのやうなものがあるといふやうには実は考へられないので、今のところでは一應專賣の制度はこの程度といふやうに考へておる次第であります。なおこ

う問題につきましては、皆さん方の間で活発に御議論をしていただきまし

て、しかるべきものが見つかつ次第、皆さん方の御意見を尊重して、何らかの考へをいたしたいといふやうに、この問題は運んで行きたいと考へております。

○川合委員 私は財政の確保というやうな観点からして、專賣品の範圍を拡充するといふやうな視野から考へた場合において、これはほかに例があるものであります。石油、アルコール、

藥品、あるいは木材といふやうなものは、一應專賣品の対象として考へられる。すなわち歳入の増加を期するため

の專賣品の対象として考へられるといふやうに思ふのであります。こ

うやうな品目に関する政府の所見を承りたいと思ひます。

○塚田政府委員 ただいま專賣にした

らいいではないかといふ品目につい

て、いろいろ御指摘をいただいたので

ありますが、残念ながら、まだそ

うものについてこまかい点について

研究が一向できておりませんし、專賣局長官にもそれについて何ら意見が今ないようでありますので、早急に研究を進めてお答えを申し上げたい、かように考えます。

○川合委員 今後政府もそういうような方面に留意せられまして、國家財政の確保というのを一層促進せられるように希望いたします。

次には観点をかえまして、私は労働問題の見地からこれを一應取上げたいと思ふのでありますが、專賣公社法案の中に職員の兼職規定があるのであります。私思ふに、こういうふうな兼職規定、すなわち主として問題になるのは、第十六條の「公社の役員及び職員は、國會又は地方公共團體の議会の議員であることができない」というのであります。この場合において、役員の場合はこの法案の中に規定されてもやむを得ないと思ふのでありますが、職員の場合は、別個に公共企業体労働関係法案というものがあつた以上、その法案の中に織り込むべきではないかというふうな考へるのではありません。これは立法技術上の問題であるのであります。このことに関して、まず労働関係法案の方に入れた方がよいと思ふが、これに対する政府の所見はどうか。それと同時に第二点として、私は日本の民主政治の確立というふうな観点から、職員、しかも利害関係がないというふうな立場にある人が専賣あるいは鉄道の場合には多いのでありますから、職員は地方の公共団体すなわち縣會議員とか市町村會議員になるという事は、同時にまた私たちのいふ／＼な政治上の希望を與えるというふうな観点から、少

くとも地方公共團體の議会の議員であることができないというふうな規定はどうかと思ふるのであります。このういふような規定を入れたことに関する政府の考へ方を承りたいと思ふのであります。

○原田政府委員 ただいまの御質問に對しましての職員の身分関係のことを規定いたしました場合、これは第十六條、十七條、十八條なんかと関連するのであります。一應公社法案におきましてそういうふうな身分についてのことを考へたい、別に労働関係法の方に置きましては、その職員はそういう身分であるが、その労働関係をうたうという、今、川合さんのお話のありましたような技術的な考へで出ただけであるのでございませう。

それから地方公共團體の議員の問題でございませうが、實際問題といたしまして、現在議員になつてお勤めになる方々は、そちらの方の仕事が非常に多いように思われるのであります。一緒に兼ねてお勤めすることは、實際の業務上も相当支障があるように思われます。そういうことを考へまして、こういうふうな規定ができたものであります。

○川合委員 これは政府とわれ／＼の見解の相違であります。私はこういうふうな規定はむしろどうかというふうな考へるのではありません。それはそれとして、この專賣公社においては、職員の俸給に關しては現在の職階制というものがそのまま踏襲されるのであるかどうか。そしてそういうふうな職階制が踏襲されて、しかも先ほどおつしやつたような能率制というものが加味せられるものであるかどうか。この点を承りたいと思ひます。

○原田政府委員 公社の給與の問題につきましては、先ほどもちよつと申しましたように公社がきめるのであります。従つて現在の官廳職員の職階が、そのまま適用されるという事ではないのであります。これは公社法案の中にはございませうが、公共企業体は労働関係法案の第八條の二項にございませう。労働協約を締結することができるといふ規定で、賃金なり、労働時間なり、労働条件その他いろいろのことを団体交渉によつてきめられる、こうなつております。

○川合委員 これはあるいはまた労働委員會の合同審査でお聞きした方がいかんかわかりませんが、この公共企業体労働関係法案の第四條の但書として、「管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取扱ふ者は、組合を結成し又はこれに加入することができない。」第二項として「前項但書の範圍は、関係省の勅告に基き政令で定める。」といふのであります。このようにして、非組合員でなければならぬといふようなことの範圍をきめることが、関係省の勅告に基いて政令できめるといふ点は、多分に天降りの余地があるといふふうに考へるのであります。が、この場合において、この政令の案として一應當局はお持ちのことと思ひます。

○原田政府委員 今度新しくこの公社というものを公法人の一種としてやりましたのは、これは先ほども本法律のできましたときと比べると申し上げました。公社はパブリック・コーポレーションという字を訳したものであります。そこで大體公社は実はどういう性質のものかと考へておられるかと申しますと、一應國家目的のために設立され

た企業主体であつて、法律上の主体は公法人にある。こういうふうな考へておられるのであります。では公團とどういふ点が違ふのかと申しますと、國家行政組織法上の行政機關ではなく、従つて職員も身分も國家公務員法上の公務員ではない。ただ事業の國家性に基いて、役職員の業務を制限し、秘密保持の義務、降職及び免職、休職、懲戒等については、公務員と大體同様の取扱いを受け、その労働関係については一般民間の企業とは異なり、爭議権などを認められないなどの特別の制約を受けておられる。こういうことになつてお

○梅村委員 本法案の審議に先立ちましてお伺ひしておきたいと思ひます。最近公社とかあるいは公團とかいうものがいろいろ出て参ります。公社につきましても諸外國にいろいろな実例はあるようでございますが、當局が本法案に公社という名称をお使いになつた理由、あるいは公團との區別があるいはその公社の定義と申しますか、それらについて御説明願ひたいと思ひます。

○原田政府委員 今度新しくこの公社というものを公法人の一種としてやりましたのは、これは先ほども本法律のできましたときと比べると申し上げました。公社はパブリック・コーポレーションという字を訳したものであります。そこで大體公社は実はどういう性質のものかと考へておられるかと申しますと、一應國家目的のために設立され

た企業主体であつて、法律上の主体は公法人にある。こういうふうな考へておられるのであります。では公團とどういふ点が違ふのかと申しますと、國家行政組織法上の行政機關ではなく、従つて職員も身分も國家公務員法上の公務員ではない。ただ事業の國家性に基いて、役職員の業務を制限し、秘密保持の義務、降職及び免職、休職、懲戒等については、公務員と大體同様の取扱いを受け、その労働関係については一般民間の企業とは異なり、爭議権などを認められないなどの特別の制約を受けておられる。こういうことになつてお

○梅村委員 本法案の審議に先立ちましてお伺ひしておきたいと思ひます。最近公社とかあるいは公團とかいうものがいろいろ出て参ります。公社につきましても諸外國にいろいろな実例はあるようでございますが、當局が本法案に公社という名称をお使いになつた理由、あるいは公團との區別があるいはその公社の定義と申しますか、それらについて御説明願ひたいと思ひます。

○原田政府委員 今度新しくこの公社というものを公法人の一種としてやりましたのは、これは先ほども本法律のできましたときと比べると申し上げました。公社はパブリック・コーポレーションという字を訳したものであります。そこで大體公社は実はどういう性質のものかと考へておられるかと申しますと、一應國家目的のために設立され

た企業主体であつて、法律上の主体は公法人にある。こういうふうな考へておられるのであります。では公團とどういふ点が違ふのかと申しますと、國家行政組織法上の行政機關ではなく、従つて職員も身分も國家公務員法上の公務員ではない。ただ事業の國家性に基いて、役職員の業務を制限し、秘密保持の義務、降職及び免職、休職、懲戒等については、公務員と大體同様の取扱いを受け、その労働関係については一般民間の企業とは異なり、爭議権などを認められないなどの特別の制約を受けておられる。こういうことになつてお

○梅村委員 本法案の審議に先立ちましてお伺ひしておきたいと思ひます。最近公社とかあるいは公團とかいうものがいろいろ出て参ります。公社につきましても諸外國にいろいろな実例はあるようでございますが、當局が本法案に公社という名称をお使いになつた理由、あるいは公團との區別があるいはその公社の定義と申しますか、それらについて御説明願ひたいと思ひます。

○原田政府委員 今度新しくこの公社というものを公法人の一種としてやりましたのは、これは先ほども本法律のできましたときと比べると申し上げました。公社はパブリック・コーポレーションという字を訳したものであります。そこで大體公社は実はどういう性質のものかと考へておられるかと申しますと、一應國家目的のために設立され

た企業主体であつて、法律上の主体は公法人にある。こういうふうな考へておられるのであります。では公團とどういふ点が違ふのかと申しますと、國家行政組織法上の行政機關ではなく、従つて職員も身分も國家公務員法上の公務員ではない。ただ事業の國家性に基いて、役職員の業務を制限し、秘密保持の義務、降職及び免職、休職、懲戒等については、公務員と大體同様の取扱いを受け、その労働関係については一般民間の企業とは異なり、爭議権などを認められないなどの特別の制約を受けておられる。こういうことになつてお

おりますが、公社には経済安定本部総務長官の監督を受けるというようなことは、この点が相違の第三点であります。それから会計の面におきましては、公社は公共企業体の会計に関する法律が制定施行されるまでは國の行政機関とみなされ、原則として國の会計法規の例により、従つて公社の予算、決算は國會に提出し、またその現金は國庫に預け入れることになつており、公團よりも非常に官廳に近い性質を持つてゐる。そういう点が大体公團と公社との相違点というふうに御了解願ひたいと存するのであります。

○川合委員 ただいま私の質問中に途中から梅林委員より質問がありましたので、私は控えたわけでありましたが、続いて労働局長からの質問を継続いたします。先ほど専賣局長官は、職員俸給に關しては公共企業体労働関係法の第八條によつて、団体交渉によつてやるというようなことを申されて、まさにそのような規定が第八條に明記されてゐるのであります。ところが事實が書いてあるわけでありまして、すなわち「公社の職員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければならぬ」と。従つてここには明らかにいわゆる職務制の精神がこの條文に織り込まれておるといふように考へるのであります。従つて公社法案の第二十二條と公共企業体労働関係法の第八條との關係について、もう少し具体的に御説明願ひたいのであります。

○原田政府委員 事實公社法の第二十二條は、今お読み通りに、職務と責任に應ずるものでなければならぬといふのであります。これは給與の基準と申しますか、大体給與というものはその職務とその責任が一番もととなるのではないかと考へるのであります。それにこれには能率を言つておりませんが、能率を加味してやることはもちろんであると思ひます。公共企業体の方では、そういう給與をつくるのに団体交渉をもつて団体協約で定めることになつて、いかなる給與をきめるのにも、ただ何でもかんでも団体交渉でやるというのではなくて、一應の給與の基準とか、考へ方の根本的なところをここにうたつてあるわけでありま

す。他の実証に基いて行つていくことは、これは大体いかなる事業をやつていふところでも、その職員に対してそういうことは考へられる点だと思ひます。ただその任免をする場合に、そのやり方において非常に獨斷的にやるかどうかというところが問題だと思ひわけでありまして、それに対しては、これは獨斷的にやるということではなくして、二十二條にございます通り制限もありませんし、そういう点は實際にあたりまして、これを反動的にやるということとは全然考へてゐるところではないのであります。それから公社になりまして、給與が實際より上るかどうかという問題に對しましては、まだ全然考へておりません。

○川合委員 大蔵大臣も見えられたやうでありますので、主として大臣にお伺ひしたいと思ひます。それはせんだつての委員会において、私から申し上げて大臣の御答弁を願ひようになつております。と申しますのは、せんだつての読賣新聞に日下部煙草部長が、ピースが賣れない、そのピースが賣れないというところは價格が高い。しかもこゝういふように賣れないことを予期して價格をきめた政治家の無責任であるといふやうな言葉があつて、いかにもわれわれ國會議員が、無責任であるといふやうなことを言われておつたのであります。私は一部長の言をかれこれと申すわけではありませんが、専賣益金の増加といふことを念慮してゐるもの一人でありますので、ああいうやうな事例を専賣益金の關係において、相

○原田政府委員 二十條の任免に關する受驗成績なり、勤務成績なり、その

いろいろな批判の声を生ずるのであります。が、こゝういふことをどのように大蔵大臣はお考へになつていますか、この点を承りたいと思ひます。

○泉山國務大臣 川合さんのお尋ねにお答えいたします。過日読賣新聞紙上に、ただいまお示しのような記事のありましたことは、私も承知いたしておりました。しかしその事實については私はまだ確たる報告を承つておりませんが、しかしただいまお示しの通り、さういふ事實がありとすれば、遺憾のきわみであります。今後絶対にいふに指導したいと思ひますので、さう御了承願ひます。

○川合委員 今後ぜひひとつさういふやうな軽率しい言葉を、新聞記者にお語りにならないやうに戒めていただきたい。別にわれわれは責任を追及したいというやうな考へ方は毛頭持つておりません。おそらく日下部君も、ピースがたぐさん賣れてほしいというやうな氣持で言つただらうと思ひますので、あえて追究する意思はありませんが、今後こゝういふやうなことは、單にタバコだけの問題ではなくして、職員全体に對しまして、自戒せられるやうに願ひしたいと思ひます。

しては、この状態にかんがみまして、先般も全國の局長會議を招集いたしました。これに對しての應急的な措置をいろいろ協議いたし、爾來この運動と申しますか、強力に展開しつつございまして、その後の成績はやや見るべきものがある、かようなことを申し上げたいと思ひるのであります。

○川合委員 そこで私は専賣益金が予定に達しないといふことの原因が那邊にあるか、何かたとえばいろいろ原料の収集とか、輸送状況といふやうなことで思ひやうにタバコがでかきない。従つて専賣益金に影響してゐるとも考へられますが、こゝういふ点はどうか。もう一つは、これは今後の問題であり、またこの機会にぜひ大臣にお尋ねしておきたいと思ひますが、われわれは災害予算、あるいはまた官公吏の俸給といふやうなことからいたしまして、どうしても歳入の増加といふものをからなければならぬ。その場合において私どもはいろいろなことが考へられるけれども、當局としては、歳入の増加策としてタバコの値上げ、といふことを考へておられるかどうかといふことをこの機会に承りたいと思ひます。

○泉山國務大臣 お答え申し上げます。先ほどお示しのタバコの収入が予期の成績にいかない、かような危惧せられました段階におきまして、その原因は多々あるのをごさいます。もし詳しくいふことでございすれば、これは政府委員からお答え申し上げます。なおこの点にかんがみまして、しからばさらにこれが増収をはからんがために積極的に値上げの意図があるか、かようなお尋ねでございますが、

その問題につきましては今日において
はさうなことは考えておりません。
ただ何分にもいろ／＼新給與ベース
その他、たとえば災害費の問題とか、予
算の面におきまして大きい項目の、し
かも緊急なるものがございします現状
におきまして、その財源の調達には、
政府といたしまして苦心をもつてこれ
に当つておる、こういう現状でござい
ます。

○佐藤(税)委員 私は官吏の俸給の
問題につきまして大蔵大臣にお尋ねと
同時にお願いがございします。御承知のよ
うに三千七百円ベースで生活に非常に
困つておるので、この給與ベースのき
まるまで、現在十日と二十五日に俸給
は渡つておるやうであります。これを
五日間繰り上げて五日と二十日にし
てもえぬかという要求が非常に強い
のですが、そういうような措置がやつ
ていただけるかどうか。また大蔵省の大
蔵省の財源の關係もありましようが、
そういうことが應急的にできるかどう
か、ちよつとお尋ねしたいと思ひ
ます。

○泉山國務大臣 ただいまお示しの点
は、実は去る十月にわが吉田内閣がで
きました当時から、すでにこのような
要望が全官公労の間からございまし
た。私もといたしまして閣内一致
の意見をもちまして、ただいまお示し
の線に沿つて爾來いろ／＼關係方面と
も折衝いたしまして今日に立ち至つて
おる次第でございます。しかしながら
なお今後といえどもこの方面に対する
既定の方針を貫きたい、さう考へて
おります。

○佐藤(税)委員 そうすると議院の方
でそういう強い要求があれば、ある程

度まで考慮願えますかどうか、その点
ひとつお尋ねいたします。

○泉山國務大臣 お答え申し上げます。
十分考慮いたしたいと存じます。

○重井委員 ただいままでは煙の方で
ありましたが、私は幸い方で二つ質問
したいと思ひます。去る九月下旬に製
塩業に對しまする代燃加算賠償金支給
が停止されて、そして十月の下旬に
は全面的に收納停止の措置がとられて
おります。このことが日本の塩業界に
大きな影響を及ぼしまして、重大問題
が起つておるといふことは御存じだと
思ふのであります。これに對しまして、
経営者側といたしましては、最悪の場
合は経営者の事業停止に伴う維持費を
給付し、これら必要な措置をとるこ
とを要求しておるやうであります。こ
の製塩労働者のことは専賣局長官が
よく御存じであると思ひますが、請負
制度であり、また漬子といつてほとん
ど封建的な労働制約によつてやつてお
る、そのためにある製塩業者のごとき
は、すでにどん／＼首切りをやつてお
るというやうな事例もあるのでありま
す。こういうやうな關係にありますの
で、當局としては、かなり關係方面に
對して御努力はなさつておると思ふの
でありますが、この收納停止に對する
現在の状況としてどういふやうな措置
をとられるかといふことをお聞きした
と思ひます。この一点をお伺いいた
します。

○泉山國務大臣 ただいまの重井さん
の御尋ねにお答え申し上げます。塩の
問題は、なか／＼めんどろな問題がひ
そむようであります。しかしながらた
だいまお示しの收納の問題につきまし
ては、幸い關係方面のある程度了

解にまで達しておる。かようなことを
はつきりお答え申し上げたいと思ひま
す。

○重井委員 どうも最後にはつきりし
なかつたのですが、どういふ状況にあ
るかといふことでせう。現在その交渉
ができて、そして近く再收納の見通し
があるかといふ御意向ですか。

○泉山國務大臣 その通りでございま
す。

○重井委員 それから長官にお尋ねじ
たいのでございしますが、タバコ専賣局
の従業員の人々は、他の鉄道従業員あ
るいは通信従業員と一應同じやうな待
遇を受けておると思ひますが、塩業関
係の従業員の場合、現場の人々、これ
はかなり封建的な組織によりまして、
現在從事されておると思ひます。この
塩業關係の漬子とか請負制度、こうい
ふものには對しましては、この公社法案
ができました後には、どういふやうな
方式でもつて実行なさるか、こういふ
点をお聞きしたいのでございします。

○原田政府委員 ただいまの御質問に
對しましてお答えいたします。御承知
のやうにタバコ關係—タバコの耕作
は別であります。工場、販賣全部專
賣局直營でございまして、いわゆる公
務員でございします。塩の方は、塩工場、
塩の製造關係はほとんど民間の仕事で
あります。政府の方でも一箇所ござい
ますけれども、政府の工場に働いてい
るものは、政府の職員、公務員であり
ます。取扱いはまったく同じでござい
ます。ただ民間の仕事となりますと、
やはり事態が違つたのでございしますか
ら、民間の企業として經營され、職員
に對するいろ／＼と待遇もまた違つて
来る。ただ今度公社にいたしましたら

どうかといふお話でございしますが、公
社にいたしましたも、公社は現在の仕
事をただそのまゝ引継ぐといふことで
ありまして、塩の製造はやはり從來通
りやつて行くのであります。現在専賣
局でやつて行つておるものだけが公社にか
わるといふことで、形の上では公社の給
與をきめる場合に、塩の方の製造の漬
子やなにかがどうかといふことは、こ
れは全然別問題でございします。ただ日
本の塩業の行き方として、塩業は
國策の面からいへば大きな、むしろ
しい問題がございします。やはり塩業目
体として、経営の方法を相當研
究改善してやつて行くべきではないか
と考へられますので、私もさうい
ふ点につきましては、十分研究して、
塩業者や、あるいは塩業労働者やな
にかとよく私も意見と述べ、相談に
あずかりたい。直接の問題としては塩
業者の問題であります。

○重井委員 先ほど長官のお話を聞い
ておりますと、この法案が出て参りま
した経過といふもの、これに對する長
官の研究の時間といふもの、また研究
の熱意といふもの、それがたいへん少
かつたと思ふのであります。それで私
は、この法案は、國家公務員法をもと
として起つて来たところの法案である
といふことを考えますときに、もつと
大きな視野から、この法案をいろ／＼
検討して行かなければならぬと考へる
のであります。これは午前中の公共企
業体の法案に對する合同審査会でも申
し上げたのでございしますが、アメリカ
におきましては、トルーマン大統領が
その第一声としてタフト・ハートレー
法を廃止するといふことを宣言いたし
ておりますが、そのことを考えますと

國家公務員法の出で来た経過、その後
の時間的なずれ、そしてこの公社法
案をいろ／＼研究されて今日まで出た
時間、それから關係筋との折衝といふ
やうなものを考慮いたしますと、今日
ではもつと積極的にこの内容を練る必
要があるのではないかと私考へるので
あります。さういふ意味におきまして
もつと關係筋の方に、ほんとうに民主
的な運用方法を御交渉なさる御意思が
あるかどうか、この点をお聞きした
と思ひます。

○原田政府委員 御指摘のやうに、こ
の法案は成案を得ますまでに、時間的
にも十分なゆとりを持つておらなかつ
た。それからその後の客觀情勢に相違
が起つておるのじやないかといふこと
も、私も今の根本においては、まづ
たく同感でございします。ただ私も
現在の段階においては、一應この程度
でいいのではないかと考へておるので
あります。これは委員会におきまし
ての皆さん方の御審議と相ましまして、
國會と政府と協力いたしまして、
直すべき点があれば、これにこだわ
ることなく直して、立派な法案にして送
り出した、こういうやうに考へてお
る次第であります。

○重井委員 なおこれは委員長にお願
いいたしますが、これに關係するところ
の他の鉄道法案もやはり公聴会を開
いていただいて、理事会で具體的な方
針を御決定願ひたいと思ひます。

○島村委員長 ちよつとお尋ねいたし
ます。ただいま重井さんの動議は、日
本専賣公社法案に對して公聴会を開け
るといふことでございしますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めまして、そういうふうに取り扱つて参ることにいたします。

○佐藤(觀)委員 先ほどいろいろな説明を聞きましたが、非常にとつさのものでありますので、どういふ結果になるかといふことも十分に検討されたい点があるかと思いますが、こういうふうな公社になりましたら、今まで國家の財源として重要な財源になつておりました点で、心配は全然ありませんか。

○原田政府委員 一番問題となる点は、率直に申しますと、給與は公社が自主的にきめるといふので、川合さんからも先ほどいろいろ御質問がございましたが、もしかつてにどん／＼高い給與を拂うと、その面でも大きな穴が明くといふことが考えられる。これは一面予算の承認がなければ金は出せぬといふことになりまゝ。ただそれを無視して出したらどうかといふ点がありますが、これは大蔵大臣に監督権がございますし、役人の罷免権もございまして、監督上の必要な処分命令はできます。その監督を十分やつて、公社がこの規定に従つて規定通りやれば、このために特に財政收入に影響があるといふことは考えられぬと思ひます。

○石原(登)委員 まず資料の提出をお願いしたい。現在の専賣局の機構のわかるものをお出し願ひたい。もう一つは、日本煙草会社の現在の機構、それから今日の業務が明らかになるようなもの、概略のもので結構です。それから最近の貸借対照表、それだけをお願いしておきたいと思ひます。それから一つお尋ねしておきたいと思ひます。七月二十二日の例の「マッカ」一サ一書簡の中で、特に鉄道並びに塩、

しようのう、タバコの専賣などの政府事業に関する限り、これらの職員は普通公職からは除外せられていい、こういうような項目があるものでありまして、これに基いて日本専賣公社法案ができ上つたものだと思ひますが、司令部がこの塩、しようのう、國鉄、これを特に他の普通公職から除外していい、こういうような見解をとつたところの理由がどこにあるかといふことが、まず一番先に知りたいたいです。これに対して政府側は、これをどういふふうに御了解になつておられますか、お聞かせ願ひたい。

○原田政府委員 ただいまの御質問に對しましては、國鉄及び専賣が現業官廳でありまして、現業官廳はほかの一般の行政官廳とは仕事の内容にかかわる点がある。それで普通公職から除外してもよい。こういうような見解をとられたことと思ひます。

○石原(登)委員 現業官廳と申しますと、鐵道と並び称せられてゐるものの中に逓信業務があるのですが、私ども逓信業務と専賣業務とを見まして、少くとも現業といふような通念から考えれば、逓信業務の方がもつと現業官廳だといふような印象を深めるし、また事実そうだと思うのです。逓信業務が現業官廳から除外されて、専賣業務が入つたのですが、私どもは専賣の方がそう大して現業といふような印象がないのです。この間の御見解はいかがですか。

○塚田政府委員 お尋ねの問題は、これは非常に根本にさかのぼつた、たいへんむずかしい問題でありまして、これらに對する解釈は、私どもの立場といたしましては、的確かつ責任をもつ

てお答えできませんので、別の機会に適當な方にお尋ねをしていただきたいと思ひます。

○石原(登)委員 ついでですからお尋ねします。実はあまりよく知らないのですが、さつき重井君からもちよつとお話のありました自給製塩と専賣製塩の問題であります。これは何か賠償金が停止されて、業者が非常に困つてい

るというふうな事実を私も聞いてゐるのであります。最近これの買上げをお始めになる用意が何かさういふうなお氣持でもございますか。

○原田政府委員 今の御質問は、結論としては先ほど大臣からお答えした通りであります。

○佐藤(觀)委員 本日はこのくらいにして散会せられんことを望みます。

○島村委員長 ただいま佐藤君から、この程度で打切るようにという動議がありました。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。

本日はこの程度で散会いたします。

午後三時二十七分散会

昭和二十三年十二月六日印刷

昭和二十三年十二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局